



知基第380号
令和4年2月15日

沖縄防衛局長
小野 功雄 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



那覇港湾施設における米海兵隊の訓練について（抗議）

第三海兵遠征軍は、令和4年2月8日から13日までの6日間にわたり、那覇港湾施設においてMV-22オスプレイ及びCH53ヘリコプターを離着陸させる訓練等を実施しました。

那覇港湾施設は、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接しており、同施設での航空機を使用した訓練等の実施は県民の不安を增幅させるものであることから、これまで、県及び那覇市は、同施設での航空機の離着陸を一切行わないことや訓練の中止を申し入れております。それにもかかわらず、訓練が強行されたことは、県及び那覇市の要請を蔑ろにするものであり、怒りを禁じ得ません。

松野内閣官房長官及び岸防衛大臣は、同訓練に関し「一般的に港湾の使用が想定される運用に関する訓練と考えられ、那覇港湾施設の使用の主目的に沿ったもの」との考え方を示しております。しかしながら訓練による使用が港湾施設の主目的とは考えられず、こうした政府の認識は、過重な基地負担を背負わされている県民に新たな基地負担を強いるものであり、断じて容認できません。

また、確認された訓練の状況を鑑みるに、那覇港湾施設でなければ実施できない訓練であったかについても甚だ疑問であります。

更に今回の訓練については、県や那覇市に事前の連絡もなく、また沖縄防衛局も把握していなかったことは危機管理上問題であると考えております。

す。

については、今回の第三海兵遠征軍による訓練に厳重に抗議するとともに、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 那覇港湾施設においては、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう米軍に働きかけること。
- 2 在沖米軍基地において、従来行われなかつた運用を行うことにより、基地負担を増大させることのないよう米軍に働きかけること。
- 3 地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、県をはじめとする地元自治体に速やかに情報を提供すること。